

定置用リチウムイオン蓄電システム申請手続のための確認事項

確認項目										確認欄		
(注) チェックできない項目がある場合は申請ができません。										(チェックしてください。)		
交付申請の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムである。										<input type="checkbox"/> はい		
太陽光発電システムと連系している、又は連系する予定である。										<input type="checkbox"/> はい		
未使用品であり、中古品でない。										<input type="checkbox"/> はい		
製造者名（メーカー名）												
型式												
蓄電容量（kWh） ※カタログ値		（ア）								kWh		
対象経費（税抜） ※値引き後		（イ）		百	十	万	千	百	十	一	円	※申請額の上限は、 200,000円 【1,000円未満の端数は、切り捨てること。】
申請額 [(ア) × 20,000円/kWh] 又は [(イ) × 1 / 5] のいずれか少ない額								0	0	0	円	

【交付申請書添付書類】

- 1 対象システムの売買契約書又は設置工事の請負契約書等の写し
- 2 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- 3 対象システムの形状、規格及び構造が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- 4 対象システムの設置工事着手前の現況カラー写真及び配置予定図
- 5 市税の滞納なし証明書（当該申請の日前3月以内に発行されたものに限る。市外対象者を除く。）※1
- 6 対象システム設置承諾書（様式第1号の6。対象システムを設置する住宅の所有者が交付対象者以外にある場合又は住宅が交付対象者の所有するものでない場合。）
- 7 既に太陽光発電システムを導入している場合にあっては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類※2
- 8 新たに太陽光発電システムを導入し、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度を利用する場合にあっては、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣の認定を受けている、又は認定を申請中であることが確認できる書類
- 9 手続代行選任届出書（様式第1号の7。補助金の交付申請を手続代行者に代行させる場合）
- 10 その他市長が必要と認める書類

※1 市税とは…市県民税・固定資産税・軽自動車税全てを総称して、市税といいます。

複数のシステムについて交付申請する場合、6の書類は1部で構いません。

※2 対象システムと同時に太陽光発電システムを導入する場合は、完了報告時に提出してください。